

児童相談の

ひろば

令和5年度事業概要

令和7年 3月

富山県富山児童相談所

〒930-0964 富山市東石金町4-52

TEL 076(423)4000

FAX 076(423)0778

富山県高岡児童相談所

〒933-0806 高岡市赤祖父172-1

TEL 0766(21)2124

FAX 0766(22)1392

目 次

第1章 児童相談所の概要

1 管轄及び所在地	1
2 組 織	2
3 児童相談所の設置及び業務	3
4 相談種別と内容	4
5 相談の流れ	5
6 援助の内容	6
7 主要事業	7

第2章 児童相談所の業務

1 相談業務	
(1) 県人口等と相談状況	8
(2) 相談種類別受付件数	9
(3) 相談種類別受付及び対応状況	
① 養護相談	9
ア 養護相談理由別受付件数及び対応件数	
イ 虐待相談	
・経路別受付件数	
・主な虐待者	
・被虐待児の年齢別件数	
・虐待種類別件数	
・虐待対応別件数	
・虐待法的対応件数	
② 保健相談	12
③ 障害相談	12
④ 非行相談	12
ア 理由別受付件数	
イ 行為別件数	
ウ 非行対応別件数	13
⑤ 育成相談	13
(4) 経路別受付件数	14
(5) 年齢別受付件数	14
(6) 相談対応別件数	14
2 一時保護業務	15

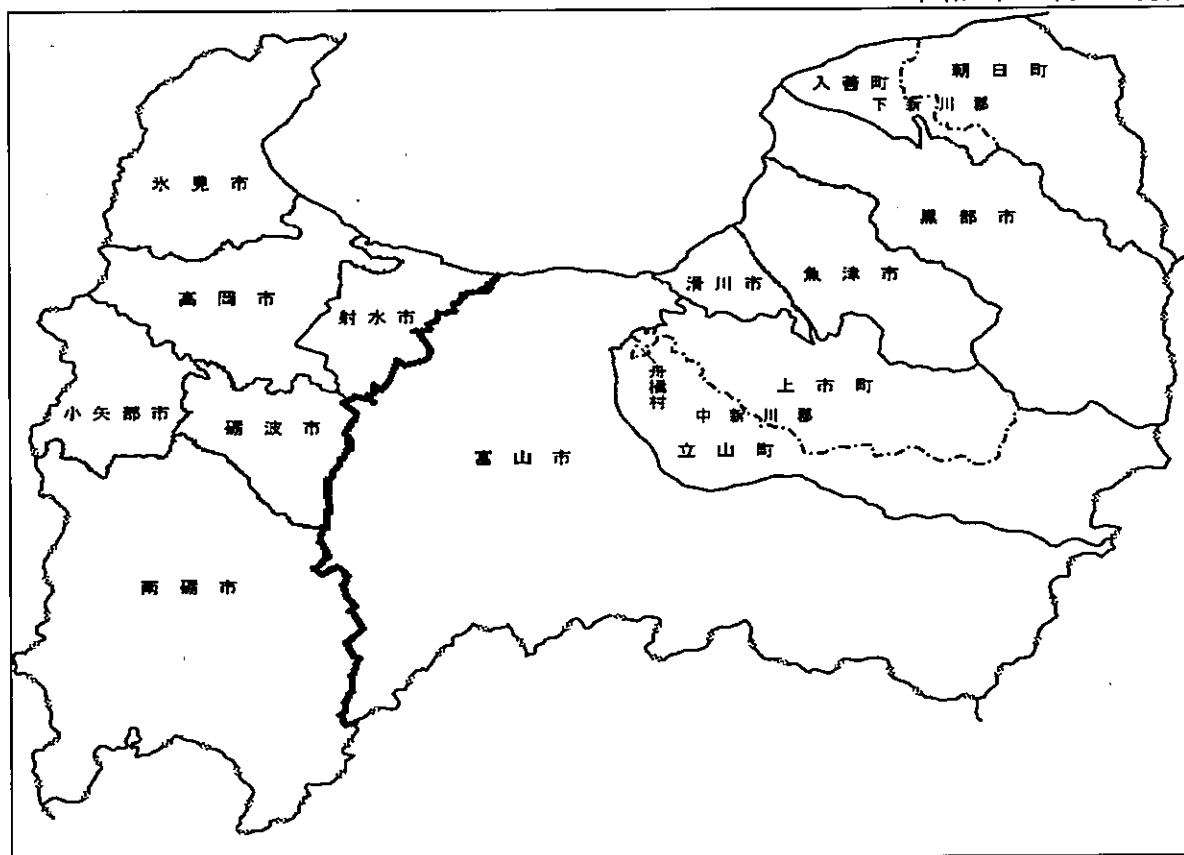
第3章 児童相談所の事業

1 児童虐待防止対策事業	18
(1) 市町村・関係団体への支援	18
ア 市町村職員研修会	
イ 市町村要保護児童対策調整担当者研修	
ウ 児童相談対応力向上研修	
エ 子ども家庭総合支援拠点関係者研修	
オ 関係機関との連絡会	
(2) 児童相談所職員の資質向上	19
ア 児童福祉司任用後研修	
イ 児童福祉司スーパーバイザー研修	
(3) 児童虐待対応協力員の配置	19
(4) 24時間・365日相談体制	19
(5) 弁護士法律相談事業	19
(6) 精神科医カウンセリング事業	20
(7) 家族のきずな再生応援事業	20
(8) 家族再統合支援事業Ⅰ・Ⅱ	20
(9) 援助方針会議への学識経験者参加	20
(10) 虐待防止アドバイザー事業	21
(11) 学習指導員の配置	21
2 家庭支援相談事業（子育てテレフォン）	22
3 障害認定事務	23
(1) 療育手帳の判定及び交付	23
(2) 特別児童扶養手当認定診断書の作成	23
4 不登校児等指導事業	24
(1) 不登校児通所（2）合宿指導	24
(3) セカンドステップ事業	24
(4) メンタルフレンド訪問指導	24
5 啓発活動	25
資 料 編	
1 管内人口・世帯数・児童人口	26
2 相談種類別受付件数	27
3 経路別受付件数	28
4 年齢別受付件数	29
5 相談種類別対応件数	30
6 虐待相談対応件数	31
7 一時保護年齢別受付件数	32
8 里親委託状況	33

第1章 児童相談所の概要

1 管轄及び所在地

令和5年10月1日現在



高岡児童相談所
〒933-0806
富山県高岡市赤祖父172-1
TEL 0766(21)2124
FAX 0766(22)1392
子育てテレフォン
0766(25)8314

管内人口	412,571人
うち児童人口	53,692人

富山児童相談所
〒930-0964
富山県富山市東石金町4-52
TEL 076(423)4000
FAX 076(423)0778
子育てテレフォン
076(422)5110

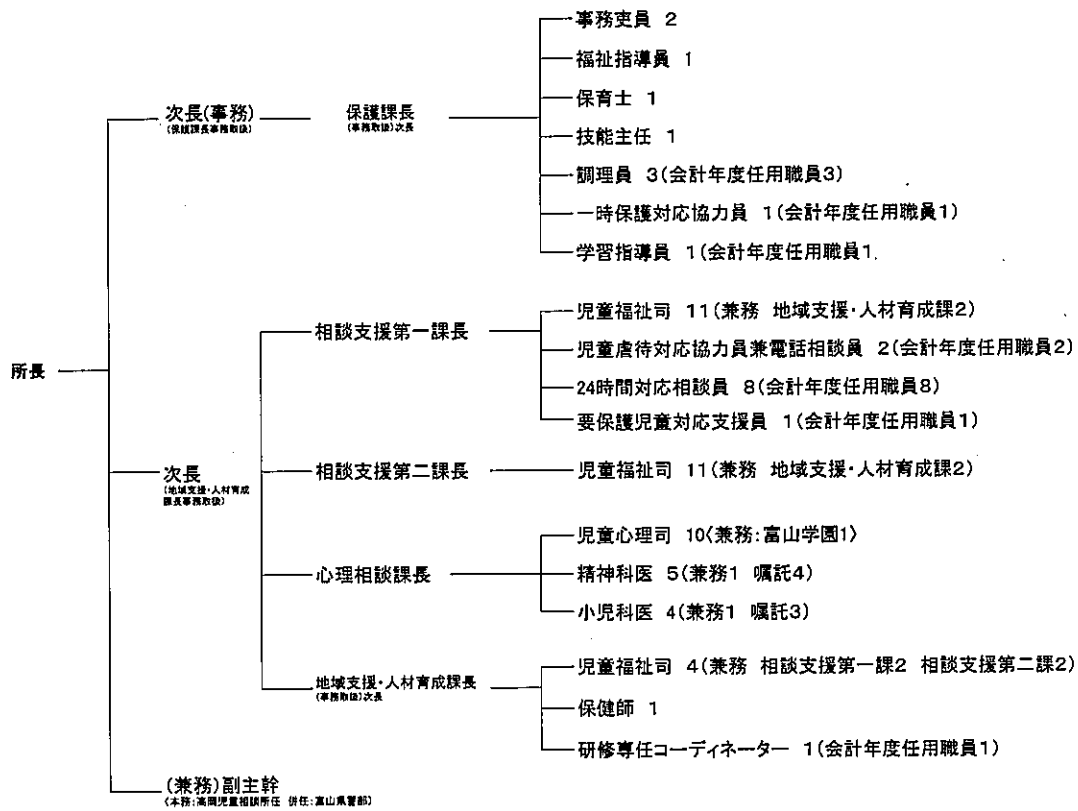
管内人口	593,796人
うち児童人口	80,048人

2 組織

(令和6年4月現在)

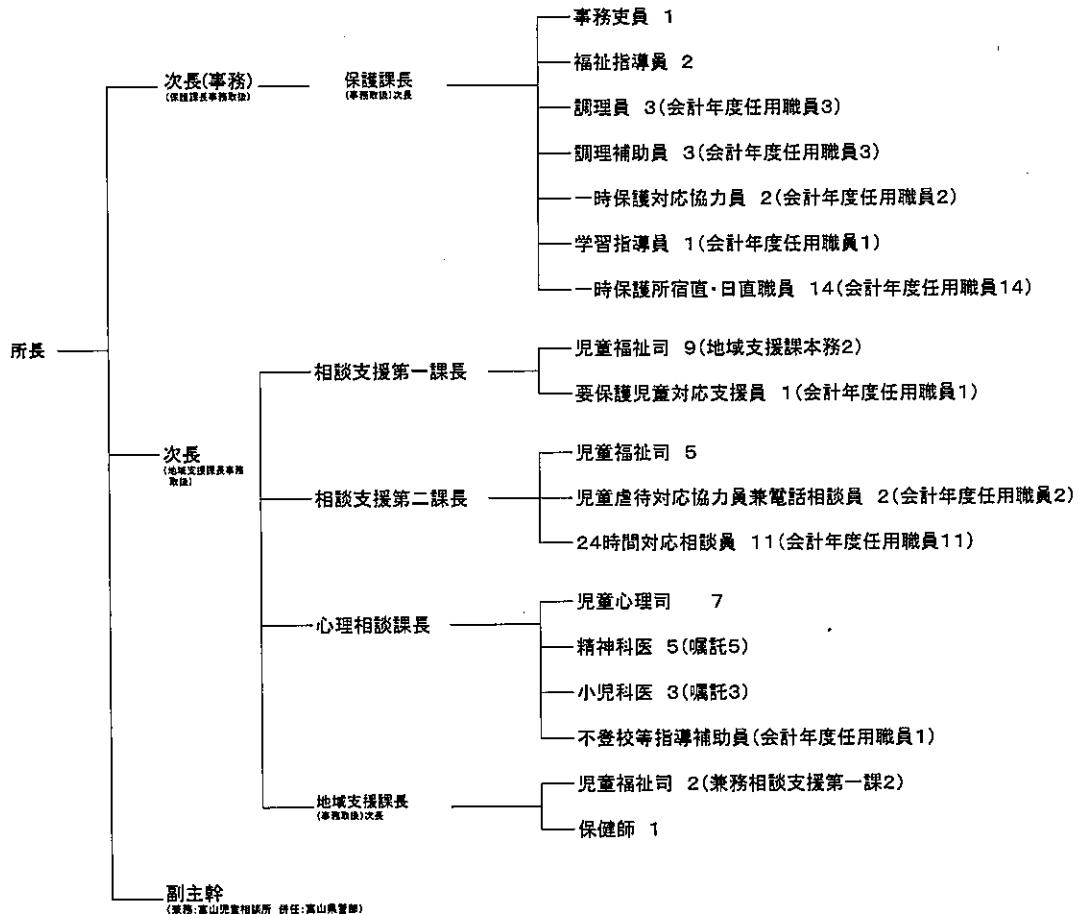
富山児童相談所

職員44・兼務3・会計年度職員17・嘱託7 計 71人



高岡児童相談所

職員32・会計年度職員37・嘱託8 計 77人



児童虐待通告件数の増加等に対応するため、令和4年4月に富山・高岡の両児童相談所は、2課2班体制から5課体制に機構改革が実施され、児童福祉司及び児童心理司の増員が進められている。
また、警察との連携強化等を図るため、令和5年4月に現役警察官が配置されている。

3 児童相談所の設置及び業務

(1) 児童相談所の設置

児童相談所は、児童の福祉を保障するための理念を実現し、子どもの基本的権利を具体的に保障することを目的として、児童福祉法第12条第1項及び第59条の4に基づき、都道府県及び政令指定都市にその設置が義務づけられている。

【沿革】

○富山児童相談所

昭和 23 年 5 月 6 日 富山市桜町 平和建設婦人同盟内に児童相談所を設置

昭和 24 年 3 月 30 日 富山市総曲輪 とやま東別院境内に新築移転

昭和 33 年 12 月 26 日 富山市曙町に新築移転

昭和 56 年 5 月 26 日 現在地に新築移転

○高岡児童相談所

昭和 23 年 5 月 5 日 高岡市丸の内にて業務開始

昭和 27 年 8 月 1 日 高岡市あわら町に移転

昭和 54 年 3 月 26 日 高岡市本丸町に移転

令和 4 年 3 月 26 日 現在地に新築移転

(2) 児童相談所の主な業務

業 務	内 容
市町村援助業務 (法第12条第3項)	市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行う。
相 談 業 務 (法第12条第3項)	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
一時保護業務 (法第12条第3項、 第12条の4及び第33条)	①緊急保護（プロテクション機能）②行動観察（行動観察機能）③短期入所指導（治療的機能）の3項目に一時保護の理由として大別される。
里親に関する業務 (法第12条第3項)	里親の普及啓発から里親の選定及び里親と子どもとの間の調整並びに子どもの養育に関する計画の作成までの一貫した里親支援を行う。
措置業務 (法第26条、第27条 及び第32条)	子ども又はその保護者を児童福祉司及び市町村等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設若しくは指定発達支援医療機関（以下「児童福祉施設等」という）に入所若しくは委託させ、又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）に委託する。

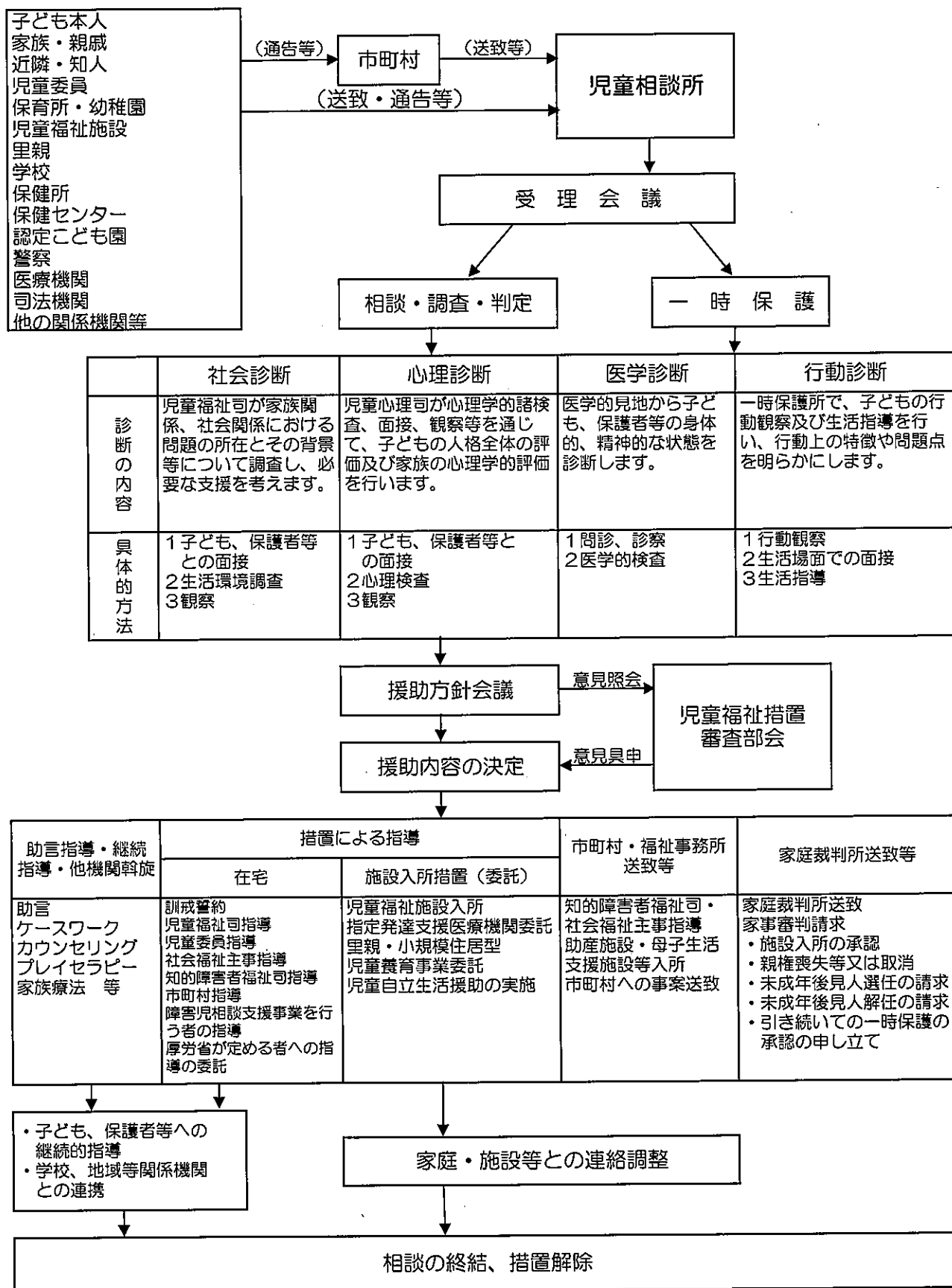
4 相談種別と内容

児童相談所で取り扱う相談を大別すると、養育困難な子どもの養護相談、乳幼児等の保健相談、身体・知的・言語発達等の障害に関する障害相談、盗み・暴力・家出等の非行相談、不登校や性格行動に関する育成相談の5つに分けられる。

これらの相談をさらに細分化すると以下の通りになる。

相 談 種 別	内 容
養護相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談 父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3. 保健相談 未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談。
障害相談	4. 肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談 盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害等相談 構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として扱う。
	7. 重症心身障害相談 重症心身障害児(者)に関する相談。
	8. 知的障害相談 知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談 自閉症・アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	10. ぐ犯等相談 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11. 触法行為等相談 触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談 子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談 学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談 進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談 家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16. その他の相談 1～15のいずれにも該当しない相談。

5 相談の流れ

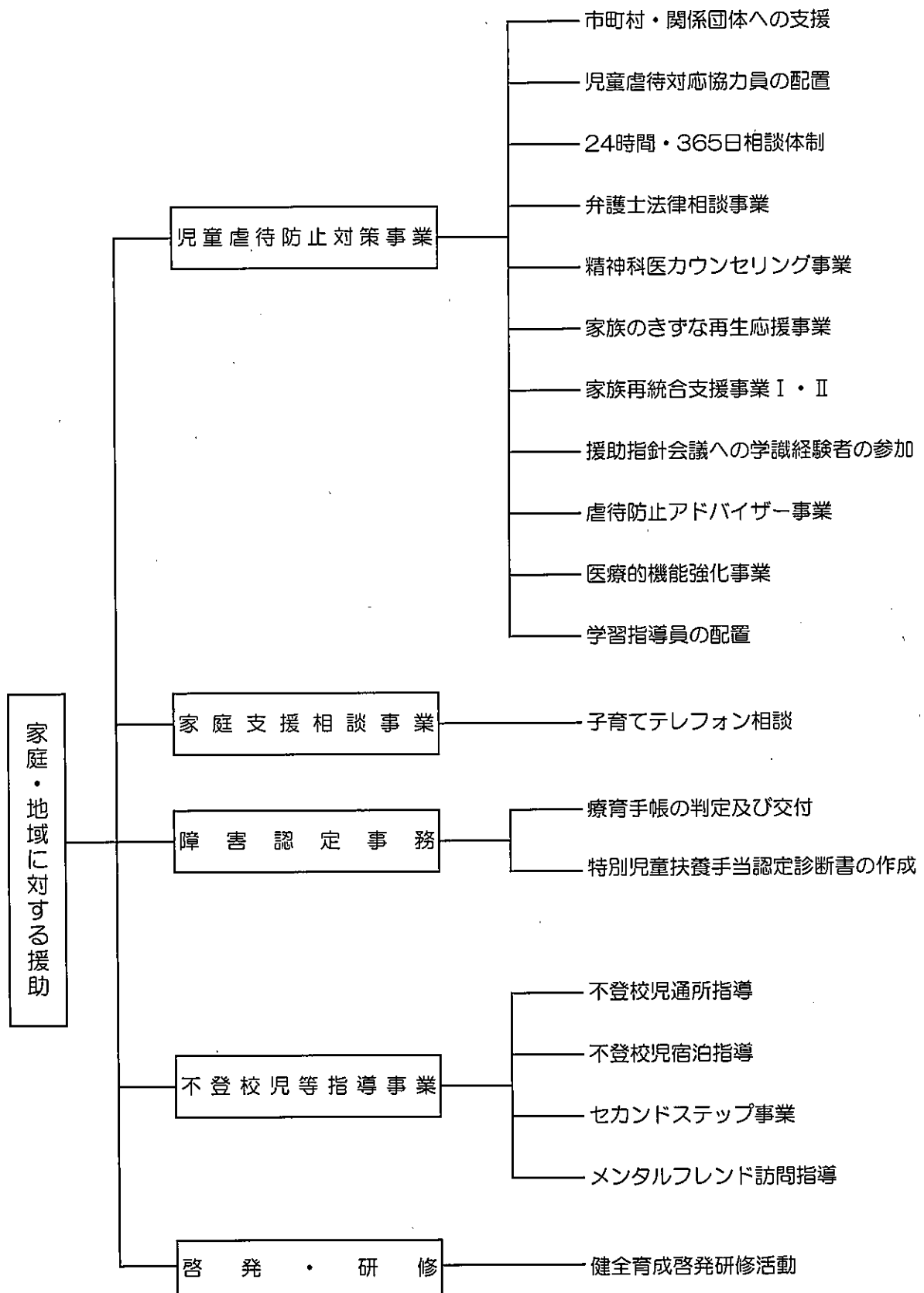


6 援助の内容

援 助 の 種 類			内 容
在 宅 指 導	措置によらない指導	助 言 指 導	1回から数回の助言、指導等の適切な方法により問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導等を行います。
		継 続 指 導	複雑困難な問題を抱える子ども、保護者等を児童相談所に通所させあるいは必要に応じて訪問する等の方法による継続的な指導（治療）を行います。
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、子ども、保護者等の意向を確認の上、適当な機関に斡旋します。
	措置による指導	児 童 福 祉 司 指 導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する児童等、援助に専門的な知識技術を要する場合、子ども、保護者等の家庭を訪問しあるいは、必要に応じて通所させる等の方法により継続的に指導を行います。
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられるケースについての指導を委託します。
		児童家庭支援センター指導	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭センターによる指導が適当と考えられるケースについての指導を委託します。
		知的障害者福祉司指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に指導を委託します。
		社会福祉主事指導	
		障害者等相談支援事業者による指導	障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられるケースについての指導を委託します。
	国が定める者への指導の委託	上記の他、当該指導を適切に行うことができる者に指導を委託することができます。	
訓 戒 ・ 誓 約 措 置	子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、必要に応じて訓戒を加え、又は誓約書を提出させます。		
児 童 福 祉 施 設 入 所 措 置		家庭での子どもの養育が困難な場合、専門的な治療指導等が必要な場合に子どもの状態に応じて適切な施設を紹介し入所させます。	
指定発達支援医療機関委託			
里親、小規模住居型児童養育事業委託		児童福祉施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親、小規模住居型児童養育事業の養育者へ委託します。	
児 童 自 立 生 活 援 助 の 実 施		義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない満20歳未満義務教育終了児童等を対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行います。	
市 町 村 へ の 事 案 送 致		緊急性がないと判断されるケースのうち、子ども及び妊産婦の福祉に関し、在宅支援サービス等の提供及び当該サービス等を踏まえた援助等が適切であると考えられる事例については、市町村へ送致を行います。	
福 祉 事 務 所 送 致 等		子どもや保護者等を知的障害者福祉司や社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所への入所措置が必要な場合及び15歳以上の子どもを障害者支援施設に入所させること又は障害者福祉サービスを利用させることが適当な場合に送致、報告、通知を行います。	
家 庭 裁 判 所 送 致		子どもを家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合や子どもの拘束や強制措置が必要な場合に行います。	
家 庭 裁 判 所 に 対 す る 家 事 審 判 の 申 立 て		児童虐待等の場合で親の同意を得られない場合の施設入所の承認や親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判請求、未成年後見人選任・解任の請求・親権者等の意に反する場合の引き続いての一時保護の承認請求を行います。	

7 主要事業

児童相談所では子どもの健やかな育成及び家族、地域における児童養育を支援するため、次に掲げる事業を積極的に行っている。事業の概要を総括すると下図のようになる。



第2章 児童相談所の業務

1 相談業務

(1) 児童相談状況

県人口は、平成11年度から毎年減少してきている。児童人口も減少傾向にあり、児童人口比についても年々低下している。

令和5年度の相談件数は 4,431 件で、前年度より203件増加している。相談件数の対児童人口比が昨年度より 0.22ポイント増加している。

区 分	31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 口	1,042,998	1,034,670	1,025,409	1,016,323	1,006,367
世帯数	409,109	413,050	406,742	408,094	410,055
児童人口	147,735	144,185	140,092	136,792	133,740
児童人口比	14.16%	13.94%	13.66%	13.46%	13.29%
相談件数	4,043	3,214	3,742	4,228	4,431
相談件数 対児童人口比	2.74%	2.23%	2.67%	3.09%	3.31%

(人口、世帯数は各年10月1日現在)

(2) 相談種類別受付件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護	1462	1264	1165	1379	1505
保健	62	37	36	43	37
障害	1036	678	1110	952	1002
非行	110	59	73	54	82
育成	304	246	301	408	282
その他	1069	930	1057	1392	1523
合計	4043	3214	3742	4228	4431

受付件数は、前年度に比べると203件増加している。養護と障害相談の増加が見られる。

(3) 相談種類別受付及び対応状況

① 養護相談

ア 養護相談理由別受付件数及び対応件数

養護相談理由別受付件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族環境	261	190	139	216	193
虐待	1133	995	942	1076	1036
傷病入院	43	44	50	33	38
離婚	3	5	4	3	4
家出・徘徊	0	2	0	1	1
死亡	2	1	0	2	5
その他	20	27	30	48	228
合計	1462	1264	1165	1379	1505

養護相談は昨年度より、約120件増加している。内訳では、虐待相談が全体の68%と大部分をしめている。

養護相談対応別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
面接指導	1167	1118	924	1143	1288
児童福祉施設入所	39	30	24	31	35
訓戒・誓約	23	25	17	15	7
児童福祉司指導	22	13	14	21	24
里親委託	2	9	3	2	4
その他	172	108	124	142	155
合計	1425	1303	1106	1354	1513

面接指導の割合が全体の85%を占めている。児童福祉施設入所は0.2%であり、乳児院や児童養護施設を利用している。

イ 虐待相談

虐待相談経路別対応件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族	93	90	68	71	91
学校等	59	68	43	44	40
児童福祉施設等	36	18	16	9	11
医療機関	21	11	7	18	20
近隣・知人	106	127	120	50	64
児童委員	0	0	2	4	0
親戚	41	9	12	5	8
警察等	416	456	412	459	538
保健所	0	0	0	0	2
市町村窓口等	172	134	97	27	98
児童本人	7	4	6	14	9
その他	146	118	111	163	173
合計	1097	1035	894	864	1054

警察からの通告が全体の51%と半数を占めている。警察以外では、家族、近隣知人からの通告が多くなっている。

主な虐待者

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実母	581	599	490	441	535
実父	449	360	348	359	444
実父以外の父親	53	61	47	39	59
実母以外の母親	5	2	3	5	4
その他	9	13	6	20	12
合計	1097	1035	894	864	1054

主な虐待者としては、実母が50%を占めている。実父は42%となっており、実親の割合が92%となっている。

被虐待児の年齢別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
0～3歳未満	243	182	162	181	173
3～学齢前児童	232	221	190	203	226
小学生	372	412	373	266	408
中学生	160	147	114	133	163
高校生・その他	90	73	55	81	84
合計	1097	1035	894	864	1054

被虐待児では、小学生年齢が最も多く、全体の38%、次いで3歳～学齢前の児童が21%となっている。

虐待種類別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体的虐待	249	233	162	202	174
保護の怠慢・拒否	234	216	183	134	153
心理的虐待	600	580	544	519	715
性的虐待	14	6	5	9	12
合計	1,097	1,035	894	864	1,054

DV等の暴力を目撃する等の心理的虐待が全体の67%を占めている。次いで身体的虐待が16%保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が14%となっている。

虐待対応別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
面接指導	904	886	746	793	992
児童福祉施設入所	17	16	13	20	26
訓戒・誓約	23	25	16	15	7
児童福祉司指導	21	12	11	20	21
里親委託	1	6	3	0	2
その他	131	90	105	16	6
富山県合計	1,097	1,035	894	864	1,054
全国合計	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509

全国の虐待件数は毎年増加傾向にある。富山県では5年度は4年度より190件増加している。

対応内容では、面接指導が94%を占めている。

虐待 法的対応件数(5年度)

	請求	承認	却下	取り下げ
法第28条第1項第1号・2号による措置	1	1	0	0
法第28条第2項による措置	0	0	0	0
親権停止審判の請求	0	0	0	0
親権喪失審判の請求	0	0	0	0

職権保護	0
立ち入り調査	0
臨検・搜索	0
警察への援助要請	0

5年度は法第28条第1号・2号による措置の請求と承認が1件ずつあった。

② 保健相談（相談受付件数）

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発育	10	5	4	7	8
病気	18	6	14	21	7
怪我・誤飲	1	5	2	4	3
妊娠・授乳	8	3	4	4	3
その他	25	18	12	7	16
合計	62	37	36	43	37

電話相談にて子育ての不安、看護疲れを訴える相談が多い。

③ 障害相談（相談受付件数）

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
知的障害	946	612	1047	895	913
言語発達障害	14	1	4	4	3
肢体不自由	15	7	7	7	3
重症心身障害	14	11	8	15	12
視聴覚障害	0	0	0	0	0
発達障害	47	47	44	31	71
合計	1036	678	1110	952	1002

知的障害相談の占める割合が91%を占めている。療育手帳の判定・交付（再交付）及び特別児童手当受給にかかる判定・診断、その他障害認定等の業務が多い。

また、指定障害児入所施設や指定医療機関への契約入所に必要な障害児入所給付費の支給決定を行っている。

④ 非行相談

ア 理由別受付件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
盗癖	49	26	38	30	23
家出	19	9	16	11	18
不良交遊	8	3	1	3	3
性非行	8	2	7	4	9
傷害	0	1	0	1	9
恐喝	0	1	2	0	0
侵入	1	1	1	0	0
器物破損	0	0	2	2	0
乱暴	9	8	3	2	10
放火	5	1	0	0	4
深夜徘徊	5	2	0	0	0
インターネット	1	0	1	0	3
喫煙	0	0	0	0	0
その他	5	5	2	1	3
合計	110	59	73	54	82

5年度は前年度から、増加している。盗癖による相談が28%となっている。

イ 行為別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
＜犯行為	67	33	40	34	52
触法行為	43	26	33	20	30
合計	110	59	73	54	82

5年度は＜犯行為が全体の63%となっており、非行行為の過半数を超えている。

ウ 非行対応別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
面接指導	58	56	50	42	63
児童福祉施設	3	2	4	1	1
訓戒・誓約	12	16	5	5	4
児童福祉司指導	6	4	6	6	7
家庭裁判所送致	1	0	1	1	0
その他	9	6	2	1	0
合計	89	84	68	56	75

面接指導対応が全体の84%を占めている。

⑤ 育成相談理由別受付件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
性格行動	165	120	140	133	120
不登校	52	37	53	144	70
適性	26	28	25	48	37
しつけ	61	61	83	83	55
合計	304	246	301	408	282

育成相談は5年度は減少している。比較的長期にわたる継続指導になるケースが多い。適性相談は、教育委員会からの依頼による就学児童にかかる心理判定が大半である。

⑥ その他の相談理由別受付件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自身の悩み	416	289	317	409	537
家庭内葛藤	177	270	247	178	150
問い合わせ	23	27	32	26	33
育児環境	23	14	46	144	548
学校との関係	50	38	53	46	35
性の悩み	10	10	22	6	17
対人関係	73	72	109	116	89
その他	297	210	231	467	114
合計	1069	930	1057	1392	1523

5年度は過去5年間に於いて、受付件数が最高値となった。育児環境が一番相談内容として、多くなっている。

(4) 経路別受付件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
家族・親戚	1816	1441	1620	2087	2014
都道府県・市町村	1127	773	1066	1038	1000
児童福祉施設・ 指定医療機関	67	33	31	35	35
学校等	115	96	69	86	83
児童本人	93	105	133	143	267
近隣・知人	148	152	143	140	148
警察等	514	508	503	510	608
保健所及び医療機関	33	13	15	28	51
里親	8	6	4	4	2
児童委員	0	1	0	1	0
家庭裁判所	1	0	0	0	0
その他	121	86	158	156	223
計	4043	3214	3742	4228	4431

家族・親戚からの相談が多く、全体の45%になっている。都道府県・市町村からの相談は療育手帳の交付申請や児童虐待の対応にかかるものが多い。

(5) 年齢別受付件数（5年度）

0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
125	104	150	167	172	232	299
7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
348	553	217	236	203	222	322
14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上		
228	179	233	256	185		

5年度は8歳児の相談が他の年齢より、より多くの相談の受付をしている。

(6) 相談対応別件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
面接指導	3390	2794	3248	3426	3515
児童福祉施設入所 措置	43	32	28	32	36
訓戒・誓約	36	41	22	20	11
児童福祉司指導	28	17	20	27	31
指定医療機関等委託	0	0	0	0	0
家庭裁判所送致	1	0	1	1	1
里親委託	2	9	4	2	4
障害児施設等への 利用契約	22	12	15	28	21
その他	477	349	361	765	825
合計	3999	3254	3699	4301	4444

面接指導の割合が79%で前年度と同じ。その他の割合が毎年増加している。

2 一時保護業務

一時保護受付件数

()内 一時保護委託数

区分	年度	一時保護件数	一時保護延日数	1日当り 保護人員	1人当り 保護日数
富山	31	81 (22)	1792 (473)	4.9	22.1
	2	57(16)	2130 (566)	5.8	37.4
	3	71 (20)	1609 (718)	4.4	22.7
	4	74 (21)	1984 (823)	5.4	26.8
	5	124(35)	2024 (518)	5.5	16.3
高岡	31	59 (3)	1079 (23)	2.9	18.3
	2	44 (5)	1447 (53)	4.0	32.9
	3	49 (7)	834 (44)	2.3	17.0
	4	63 (17)	1522 (272)	4.2	24.2
	5	94 (15)	2733 (707)	7.5	29.1
全県	31	140 (25)	2871 (496)	7.8	20.5
	2	101 (21)	3577 (619)	9.8	35.4
	3	120 (27)	2443 (762)	6.7	20.4
	4	137 (38)	3506 (1095)	9.6	25.6
	5	218 (50)	4757 (1225)	13.0	21.8

※一時保護委託先：乳児院、児童養護施設、里親

一時保護解除後対応別件数

区分	年度	児童福祉 施設入所	里親 委託	他の児童相 談所・ 機関に移送	帰宅	その他	計
富山	31	15	0	1	56	12	84
	2	16	2	1	33	5	57
	3	11	0	1	49	6	67
	4	13	0	5	42	17	77
	5	19	2	3	67	33	124
高岡	31	7	0	0	43	5	55
	2	10	2	0	27	5	44
	3	11	3	0	31	3	48
	4	15	0	0	12	19	46
	5	13	3	3	51	26	96
全県	31	22	0	1	99	17	139
	2	26	4	1	60	10	101
	3	22	3	1	80	9	115
	4	28	0	5	54	36	123
	5	32	5	6	118	59	220

前年度に比べ、一時保護件数は、81件増となるなど、顕著な増加傾向となっている。

解除後の対応として、その他（一時保護委託への変更など）が増加している。

一時保護相談種別受付件数(委託含む 全県)

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護	48	32	30	29	61
虐待	78	55	66	95	131
障害	0	0	0	0	0
育成	1	4	5	4	2
非行	13	10	19	9	24
その他	0	0	0	0	0
合計	140	101	120	137	218

被虐待児の保護が全体の60%を占めている。また、養護(家族環境)を理由とした保護も27%を占めている。

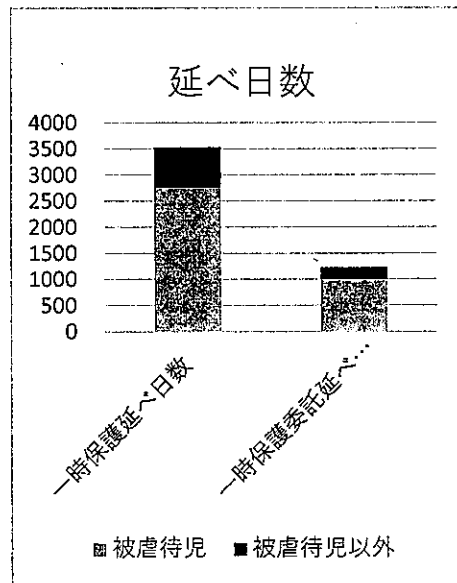
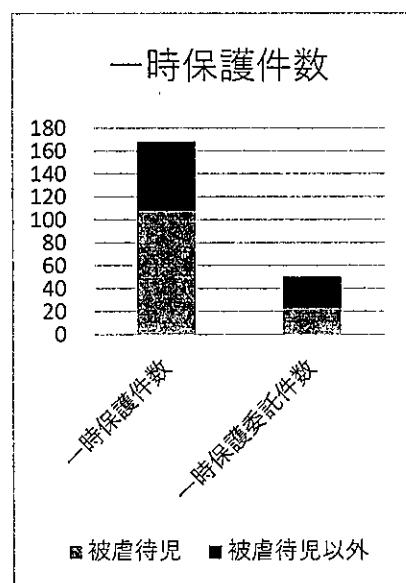
被虐待児一時保護受付件数(年度中)

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一時保護件数(富山)	38	22	27	33	46
一時保護委託件数(富山)	5	7	3	12	12
一時保護件数(高岡)	35	26	30	43	62
一時保護委託件数(高岡)	3	1	6	7	11
合計	78	55	66	95	131

被虐待児一時保護延べ日数(年度中)

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
一時保護(富山)	838	952	534	686	1137
一時保護委託(富山)	169	317	338	583	311
一時保護(高岡)	575	1107	544	1146	1627
一時保護委託(高岡)	23	28	40	174	694
合計	1582	2376	1456	2589	3769

	被虐待児	被虐待児以外
一時保護件数	108	60
一時保護委託件数	23	27
一時保護延べ日数	2764	768
一時保護委託延べ日数	1005	220



虐待が保護理由になっている件数が40件も増加。、一時保護委託先での保護日数が急激に増加している。

一時保護年齢別受付件数（委託含む 全県 年度中）

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
乳幼児	32	24	19	34	53
小学生	49	31	43	38	68
中学生	30	27	31	37	58
高校生 ・その他	29	19	27	28	39
合計	140	101	120	137	218

小学生が保護される割合が一番高く、全体の31%となっている。

第3章 児童相談所の事業

1 児童虐待防止対策事業

(1) 市町村・関係団体への支援

ア 市町村職員研修会

市町村が児童相談の第一義的な窓口であることから、市町村の相談担当者等の資質向上を図るため、児童相談に必要な援助技術や体制整備に関する専門研修を富山児童相談所が主体となって実施している。児童相談所の職員が研修会の講師として出席している。

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和5年8月21日・28日 9月1日・4日・5日・6日	県教育文化会館他	児童福祉司任用資格講習会 (市町村児童相談担当職員研修会)	31名

イ 市町村要保護児童対策調整担当者研修

市町村の要保護児童対策調整担当者として求められる知識・技術・態度を習得し、もって市町村の専門性の確保や相談援助技術の向上を図るための専門研修を富山児童相談所が主体となって実施している。

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和5年8月21日・28日 9月6日・19日 10月3日 11月21日・27日・28日	県教育文化会館他	市町村要保護児童対策調整担当者研修会	12名

ウ 児童相談対応力向上研修

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和5年①12月22日 令和6年②1月19日	サンシップとやま	①虐待予防のための親子支援・親子関係について学ぶ ②富山県版共通リスクアセスメントツールの実践的活用	21名

エ 子ども家庭総合支援拠点関係者研修

実施日時	場 所	内 容	参加人数
令和5年7月24日	県教育文化会館	各市町村の連携を強化するとともに、子ども・家庭及び妊産婦の福祉に関する支援業務、ソーシャルワーク業務の権限、体制を充実させることを目的に実施	51名

オ 関係機関との連絡会

児童相談及び児童福祉に関わる関係機関との連携を図るために市町村、警察及び児童福祉施設との連絡会を実施し、情報交換等を行っている。

①警察

区分	実施日時	内 容
富山	令和5年10月13日	児童虐待対応の連携について
高岡	令和5年10月27日	①児童相談所の体制変更②児童福祉の動向③情報交換 ④所内見学の実施

② 児童福祉施設等

施設種別	施設数	開催回数
乳児院	1	8回
児童養護施設	3	34回
児童自立支援施設	1	3回
福祉型障害児入所施設	2	5回
医療型障害児入所施設	1	0回
自立援助ホーム	1	2回

上記定期連絡会に加え、各ケース担当は入所児童と定期的に訪問面接を実施している。

(2) 児童相談所職員の資質向上

ア 児童福祉司任用後研修

児童福祉司に任用された職員が、子ども家庭ソーシャルワーカー（ケアワーク、ソーシャルアクション等）として子どもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークを行うことができるようになることを目的とした専門研修を富山児童相談所が主体となって実施している。

実施日時	場 所	参加人数
令和5年8月～11月（計17コマ）	県教育文化会館他	7名

イ 児童福祉司スーパーバイザー研修

児童福祉司スーパーバイザーとして職務を行う者が、子ども家庭ソーシャルワークとして子どもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークを指導することができるようになるとともに、適切な子ども家庭ソーシャルワークが行える人材を育成できるようにすることを目的とした専門研修を子どもの虹研修センターに県が委託して、実施している。

実施日時	場 所	参加人数
令和5年4月～令和6年3月の間	研修等を適切に実施できると知事が認める団体に委託して実施	2名

(3) 児童虐待対応協力員の配置

児童相談所における児童虐待問題への対応が迅速かつ的確に行われるために、児童虐待対応協力員を配置して、児童虐待に関する調査や関係機関との連絡調整を実施している。

なお、富山・高岡児童相談所に各2名ずつ配置している。（毎日各1名ずつ交代配置）

(4) 24時間・365日相談体制

虐待通告の受理及び24時間・365日相談に応じる体制を整備するため、夜間・休日対応相談員（非常勤）を配置し、相談者への適切な対応や虐待通告に対する迅速な対応を図っている。

富山児童相談所： 平成17年7月～ 高岡児童相談所： 平成18年4月～

(5) 弁護士法律相談事業

保護者及び子どもの法律に関する問題についての意見・助言を求めるため、弁護士による法律相談を実施し、問題の解決を図っている。（平成13年度から実施）
相談の主な内容は、「子の親権に関するもの」があげられる。

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経済問題	4	11	1	1	1
子の監護・監督	18	15	15	10	5
親権	15	21	22	29	31
夫婦関係	1	0	2	2	0
人権	0	0	0	2	1
非行	2	6	0	1	0
その他	18	24	12	14	21
合計	58	77	52	59	59

(6) 精神科医カウンセリング事業

虐待を受けた子どもは、身体的な傷だけでなく、様々な心理的課題を抱えている場合が多い。また虐待を行う保護者自身の心理面へのケアも必要である。そのような心理面への援助の一環として、精神科医によるカウンセリングを実施している。

区分	カウンセリング	コンサルテーション	診療・診察	計 (件数)
富山	6	19	4	29
高岡	59	110	6	175
全県	65	129	10	204

(7) 家族のきずな再生応援事業（富山児童相談所）

虐待を受けた、またはそのおそれのある子どもやその家族について、精神科医の協力（カウンセリング及びコンサルテーション等）を得て、家族再統合や家族の養育機能の再生に向けた支援の強化を実施している。

ケース数	回数
12	10

(8) 家族再統合支援事業Ⅰ・Ⅱ（高岡児童相談所）

Ⅰ．育児不安や子どもを虐待する不安を訴える保護者とその子どもを対象に、子どもの遊戯療法、保護者のグループカウンセリング等を行うことによって、子どもの健全な発達の促進と家族の再統合を目指している。

ケース	前期	後期
1	4	4

Ⅱ．民間団体への相談意欲を持つケースや 継続指導を拒む要保護ケースを対象に、民間団体（NPO法人等）の協力を得て支援を実施し、家族関係等の問題を軽減することで家族の再統合を目指している。

訪問支援	12
見守り機関調査(訪問)	18
見守り機関調査(電話)	15
保護者集団支援	12

(件数はいずれも実数)

(9) 援助方針会議への学識経験者参加

児童相談所及び関係機関のケース担当者が一同に会し、ケースの援助方針及び対応について協議するとともに、専門的な知見に基づく助言をスーパーバイザー（精神科医）から得ている。

区分	実施回数
富山	1回
高岡	7回
全県	8回

(10) 虐待防止アドバイザー事業

市町村要保護児童対策地域協議会の担当職員に、要支援家庭等に対する援助指針の策定技術を向上させることを目的に虐待防止アドバイザー（精神科医）から助言を行っている。

区分	実施回数
富山	1回
高岡	2回
全県	3回

(11) 学習指導員の配置

児童虐待等により一時保護している子どもへの学習支援を行うため、富山・高岡児童相談所の一時保護所に学習指導員（教員OB）を各1名配置している。

2 相談支援相談事業（子育てテレフォン）

ア 相談件数

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
富山	882	721	819	871	837
高岡	625	558	620	1054	1067
合計	1507	1279	1439	1925	1904

4年度まで件数の増加が見られたが、5年度は減少傾向となっている。5年度の1か月平均は、158件であり、1日平均は5.2件になっている。

イ 相談者（5年度）

区分	母親	父親	子ども本人	祖父母兄弟	親戚	近隣知人	学校等	関係機関	その他	計
富山	606	88	50	43	8	20	1	0	21	837
高岡	773	69	196	16	8	2	0	3	0	1067
全県	1379	157	246	59	16	22	1	3	21	1904

母親からの相談が全体の72%を占めている。

ウ 相談対象

	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度
乳幼児	654	525	575	390	366
小学生	348	284	452	1001	880
中学生	164	186	194	216	251
高校生	285	115	122	270	236
18歳以上	56	169	96	48	171

小学生の相談が46%と約半数に及んでいる。

エ 相談内容（5年度）

区分	養護	保健	障害	非行	育成				その他	計
					性格行動	不登校	適性	しつけ		
富山	63	16	64	13	28	34	15	38	566	837
高岡	6	21	8	2	37	25	1	12	955	1067
全県	69	37	72	15	65	59	16	50	1521	1904

全体の79%を占める「その他」の内容としては、①性に関する悩み②家庭内葛藤③学校との関係④近隣・知人の相談⑤自身の悩み⑥育児環境⑦問い合わせ⑧被害・その他がある。

オ 支援内容別件数（5年度）

区分	助言のみ	来所指導	他機関紹介	その他	計
富山	789	11	16	21	837
高岡	387	0	49	631	1067
全県	1176	11	65	652	1904

支援の内容は助言や情報提供を行う助言指導が61%となっている。その他のうち親権などの法律に関するものは法テラスなどの法律相談を紹介している。

3 障害認定事務

障害児の福祉の増進を図るために各種制度の活用や保護者が希望を持って子育てができるよう支援するため、療育手帳や特別児童扶養手当等に関する障害認定事務を行っている。

(1) 療育手帳の判定及び交付

療育手帳とは、知的障害児に対して一貫した相談や指導を行うとともに、国・県・市町村等が実施する各種援護事業を利用し易くすることを目的として県が交付しているもので、児童相談所はその判定・交付事務を担当している。

(2) 特別児童扶養手当認定診断書の作成

精神又は身体に障害を有する20歳未満の在宅児童の養育者に支給される手当である。養育者が市町村に申請するときに必要な認定診断書の作成を行っている。

障害認定件数（5年度）

区分	療育手帳	特別児童扶養 手当	その他の障害 証明	計
富山	468	24	0	492
高岡	326	58	0	384
全県	794	82	0	876

*その他には障害児福祉手当・障害者証明・障害者扶養共済制度等を含む

4. 不登校児等指導事業

児童相談所では学校・保育所等で、いわゆる不登校・ひきこもり等の不適應状態に陥っている子どもの相談について様々な援助を行っている。

(1) 不登校児通所指導（高岡児童相談所）

不登校児童に対し集団通所指導を実施し、集団活動を通して子どもの自主性・社会性の回復・向上を図り、社会・集団適応能力を高めることを目的としている。併せて不登校児童の家族に対し集団指導を行い、家庭機能の回復・安定を図るものとする。

日 時	グループ数	参加人数（延人数）	実施回数	内 容
毎週火曜日 13:30～15:30	3	16	16	工作・ゲーム・調理 所外活動（公園等）

(2) 不登校児合宿指導（高岡児童相談所）

児童相談所における不登校児への治療の一環として、豊かな自然の中で集団生活を体験し日常生活の中で見失いがちな自己の可能性の発見を目指し、生活力・創造力の向上と自主性・自立性の助長を図るものである。

※令和5年度は対象児がいなかったため未実施

(3) セカンドステップ事業（富山児童相談所）

コミュニケーション能力等が未熟な子どもを対象に、相手に自分の気持ちを伝え、問題を解決する力を育てるプログラムを行い、対人関係能力を向上させ社会への適応力を高めることを目的に実施している。

日 時	グループ数	参加人数（延人数）	実施回数	内 容
<富山愛育園> 毎月第3月曜日 <ルンビニ園> 毎月第2、4金曜日 (2施設共45分程度実施)	2	10 (107)	29	相互理解・怒りの扱い等 対人関係スキルの訓練

(4) メンタルフレンド訪問指導（富山児童相談所）

不登校児への指導の一環として、不登校児にとり兄や姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を有する者をメンタルフレンドとして登録し、不登校児の家庭訪問等を通して子どもの心を開くように働きかけるものである。また、メンタルフレンドの育成を図るための研修も実施している。

- ア 登録者数 3名
- イ 活動実績 家庭訪問等派遣（延0日）
- ウ 研修会 1回

5 啓発活動

児童相談所の相談援助活動を推進するため、地域における各種の研修会等に講師又は助言者として出席し、地域啓発活動及び関係機関との連携を図っている。また、相談所の見学及び研修・実習の受け入れをしている。

(1) 講師の派遣

組織・団体	講師派遣人数	令和5年度
		対象人数
市町村関係者	5	75
市町村調整担当者研修	1	15
民生委員・児童委員	2	123
施設職員	0	0
施設職員等への研修（基幹職員研修）	1	11
里親研修	8	37
高等学校	1	35
大学・看護学校	0	0
教職員関係者	2	17
警察関係者	2	54
青少年育成関係者	3	71
放課後児童支援員	2	97
地域・一般（子育て支援）	3	121
児童福祉司任用資格研修	5	46
児童福祉司任用後研修	3	43
その他	3	121
計	41	866

(2) 見学

組織・団体	見学回数	令和5年度
		見学人数
民生委員・児童委員	3	29
学生（大学・短大・専門学校）	3	6
教員	5	17
行政関係者	9	25
議会関係者	2	25
その他	2	17
計	24	119

(3) 研修・実習受入

研修（実習）内容	令和5年度
	人数
社会福祉士資格実習（相談援助）	1
11年次教員社会体験研修	5

資料編

1 管内人口・世帯数・児童人口

令和5年10月1日現在

区分	富山児童相談所			区分	高岡児童相談所		
	人口	世帯数	児童人口		人口	世帯数	児童人口
富山市	406,547	175,542	55,900	高岡市	161,637	66,599	19,931
魚津市	38,580	15,688	4,417	氷見市	41,282	15,652	4,553
滑川市	31,953	12,458	4,795	砺波市	47,122	17,544	6,827
黒部市	38,585	15,403	5,368	小矢部市	27,851	9,867	3,412
舟橋村	3,197	1,095	653	南砺市	45,360	16,381	5,648
上市町	18,382	7,128	2,094	射水市	89,319	34,789	13,321
立山町	23,886	9,106	3,245				
入善町	22,401	8,557	2,583				
朝日町	10,265	4,246	993				
計	593,796	249,223	80,048	計	412,571	160,832	53,692

総人口 1,006,367 人
 総世帯数 410,055 世帯
 総児童人口 133,740 人

「令和5年 富山県の人口」
 編集・発行 富山県経営管理部統計調査課

2 相談種類別受付件数

区分	年度	養護 相談	保健 相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の 相談	計	(再掲)	
				肢体 不自由 相談	視聴 覚障 害相 談	言語 発達 障害 等相 談	重症 心身 障害 相 談	知的 障害 相 談	発達 障害 相 談	く 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談			い じ め 相 談	児 童 買 春 等 被 害 相 談
富山	31	960	51	11	0	12	7	523	27	41	27	103	28	13	54	567	2,424	9	0
	2	772	31	3	0	0	4	315	41	23	15	57	19	21	50	469	1,820	11	0
	3	632	20	6	0	2	5	567	43	25	26	73	34	22	67	556	2,078	11	0
	4	842	13	5	0	2	7	522	25	24	11	71	86	38	67	495	2,208	5	1
	5	843	16	1	0	0	5	504	65	35	18	62	40	25	39	566	2,219	2	0
高岡	31	502	11	4	0	2	7	423	20	26	16	62	24	13	7	502	1,619	7	0
	2	492	6	4	0	1	7	297	6	10	11	63	18	7	11	461	1,394	11	0
	3	533	16	1	0	2	3	480	1	15	7	67	19	3	16	501	1,664	11	0
	4	537	30	2	0	2	8	373	6	10	9	62	58	10	16	897	2,020	1	0
	5	662	21	2	0	3	7	409	6	17	12	58	30	12	16	957	2,212	17	0
全県	31	1,462	62	15	0	14	14	946	47	67	43	165	52	26	61	1,069	4,043	16	0
	2	1,264	37	7	0	1	11	612	47	33	26	120	37	28	61	930	3,214	22	0
	3	1,165	36	7	0	4	8	1,047	44	40	33	140	53	25	83	1,057	3,742	22	0
	4	1,379	43	7	0	4	15	895	31	34	20	133	144	48	83	1,392	4,228	6	1
	5	1,505	37	3	0	3	12	913	71	52	30	120	70	37	55	1,523	4,431	19	0
富山 電話 (再掲)	31	43	51	0	0	12	0	0	25	16	0	81	24	9	54	567	882	9	0
	2	52	31	0	0	0	0	0	41	5	0	40	16	17	50	469	721	11	0
	3	33	20	0	0	2	0	4	43	8	0	39	32	15	67	556	819	11	0
	4	114	13	0	0	2	0	0	22	13	0	37	81	27	67	495	871	5	1
	5	63	16	0	0	0	0	2	62	13	0	28	34	15	38	566	837	2	0
高岡 電話 (再掲)	31	38	11	0	0	2	0	1	15	6	0	23	20	1	7	501	625	8	0
	2	32	6	0	0	1	0	0	5	1	0	24	17	0	11	461	558	11	0
	3	21	16	0	0	2	0	2	1	5	0	43	14	0	15	501	620	11	0
	4	13	30	0	0	1	0	0	5	3	0	37	54	1	14	896	1,054	0	0
	5	6	21	0	0	3	0	0	5	1	1	37	25	1	12	955	1,067	17	0
全県 電話 (再掲)	31	81	62	0	0	14	0	1	40	22	0	104	44	10	61	1,068	1,507	17	0
	2	84	37	0	0	1	0	0	46	6	0	64	33	17	61	930	1,279	22	0
	3	54	36	0	0	4	0	6	44	13	0	82	46	15	82	1,057	1,439	22	0
	4	127	43	0	0	3	0	0	27	16	0	74	135	28	81	1,391	1,925	5	1
	5	69	37	0	0	3	0	2	67	14	1	65	59	16	50	1,521	1,904	19	0

3 経路別受付件数

区分	年度	都道府県・市町村				児童福祉施設・指定医療機関等	児童家庭支援センター	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等		里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
		福祉事務所	児童委員	その他						保健所	医療機関	学校・幼稚園	教育委員会等							
富山	31	617	0	32	38	0	339	0	0	0	24	35	6	3	0	1,057	123	37	113	2,424
	2	316	2	95	8	0	331	0	0	0	8	27	4	3	0	828	104	31	63	1,820
	3	492	0	102	10	0	335	0	0	0	10	21	0	1	0	905	99	28	75	2,078
	4	485	0	111	26	0	322	0	0	0	15	15	9	0	1	993	102	47	82	2,208
	5	503	0	96	17	0	358	0	0	0	25	20	10	0	0	929	94	62	105	2,219
高岡	31	440	0	38	29	0	175	1	0	0	9	50	24	5	0	759	25	56	8	1,619
	2	355	0	5	25	0	177	0	0	0	5	25	40	3	1	613	48	74	23	1,394
	3	452	0	20	21	0	168	0	0	0	5	48	0	3	0	715	44	105	83	1,664
	4	410	4	28	9	0	188	0	0	0	13	26	36	4	0	1,094	38	96	74	2,020
	5	401	0	27	18	0	250	0	4	22	35	18	18	2	0	1,085	54	205	91	2,212
全県	31	1,057	0	70	67	0	514	1	0	0	33	85	30	8	0	1,816	148	93	121	4,043
	2	671	2	100	33	0	508	0	0	0	13	52	44	6	1	1,441	152	105	86	3,214
	3	944	0	122	31	0	503	0	0	0	15	69	0	4	0	1,620	143	133	158	3,742
	4	895	4	139	35	0	510	0	0	0	28	41	45	4	1	2,087	140	143	156	4,228
	5	904	0	123	35	0	608	0	4	47	55	28	28	2	0	2,014	148	267	196	4,431
富山電話 (西端)	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	807	31	24	19	882
	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	672	17	23	8	721
	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	765	16	17	20	819
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	810	13	34	9	871
	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	745	20	50	21	837
高岡電話 (西端)	31	4	0	4	0	0	1	0	0	0	0	12	0	0	0	547	7	47	3	625
	2	6	0	1	1	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	460	6	73	4	558
	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	510	5	98	0	620
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	958	6	85	1	1,054
	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	866	2	196	0	1,067
全県電話 (西端)	31	4	0	4	0	0	1	0	0	0	0	13	0	0	0	1,354	38	71	22	1,507
	2	6	0	1	1	0	0	0	0	0	1	7	0	0	0	1,132	23	96	12	1,279
	3	4	0	4	0	0	1	0	0	0	0	13	0	0	0	1,354	38	71	22	1,439
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	1,768	19	119	10	1,925
	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1,611	22	246	21	1,904

4 年齢別受付件数

区 分	年 齢	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談					非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計	再 掲		
				肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	相 言 語 発 達 障 害 等 談	相 重 症 心 身 障 害 談	相 知 的 障 害 談	発 達 障 害 相 談	＜ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談			し つ け 相 談	い じ め 相 談	害 児 童 買 春 等 被 害 相 談
富 山	1才未満	54	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	62	0	0	
	1	50	1	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	62	0	0	
	2	61	4	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	10	86	0	0	
	3	48	1	0	0	0	0	20	2	0	0	0	1	0	5	83	0	0	
	4	47	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	5	80	0	0	
	5	45	0	0	0	0	0	28	5	0	0	0	0	2	2	10	92	0	0
	6	49	0	0	0	0	1	37	6	0	0	2	2	3	4	49	153	0	0
	7	48	0	0	0	0	0	33	0	0	1	2	2	1	2	11	100	0	0
	8	46	0	0	0	0	1	24	5	1	1	2	0	0	14	283	377	0	0
	9	47	2	0	0	0	0	33	8	0	2	8	2	0	1	19	122	1	0
	10	44	0	0	0	0	0	21	2	1	1	9	2	0	3	9	92	0	0
	11	49	3	0	0	0	0	34	1	1	0	4	1	1	0	9	103	0	0
	12	45	1	0	0	0	0	40	7	4	3	6	0	4	2	9	121	0	0
	13	51	1	0	0	0	0	39	3	4	8	11	3	0	2	24	146	0	0
	14	43	0	0	0	0	1	43	25	11	1	7	5	0	1	8	145	0	0
	15	36	0	0	0	0	0	37	0	6	0	5	4	1	0	14	103	0	0
	16	36	0	0	0	0	1	30	1	5	1	4	16	0	0	16	110	0	0
	17	42	0	0	0	0	0	39	0	2	0	2	2	13	1	50	151	1	0
	18以上	2	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	26	31	0	0
	計	843	16	1	0	0	5	504	65	35	18	62	40	25	39	566	2,219	2	0
高 岡	1才未満	39	13	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	8	63	0	0
	1	35	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	4	42	0	0
	2	38	0	0	0	2	0	4	0	0	0	2	0	0	1	17	64	0	0
	3	40	2	0	0	0	1	26	0	0	0	1	1	0	2	11	84	0	0
	4	45	0	1	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	1	17	92	0	0
	5	41	1	0	0	1	0	42	0	0	0	2	0	3	2	48	140	0	0
	6	34	1	0	0	0	0	27	1	0	1	0	3	6	0	73	146	0	0
	7	52	0	0	0	0	0	22	0	0	1	3	1	0	1	168	248	1	0
	8	35	0	0	0	0	0	23	1	0	0	4	0	1	1	111	176	1	0
	9	36	0	0	0	0	1	27	0	2	1	4	1	0	0	23	95	1	0
	10	51	0	0	0	0	1	18	0	1	2	6	2	0	0	63	144	5	0
	11	34	0	0	0	0	0	22	0	0	1	3	3	1	3	33	100	1	0
	12	40	0	0	0	0	1	30	1	5	2	5	0	1	0	16	101	0	0
	13	41	2	0	0	0	1	26	0	4	2	8	6	0	0	86	176	3	0
	14	23	0	0	0	0	0	33	2	2	1	4	1	0	0	17	83	0	0
	15	31	1	0	0	0	0	30	0	2	0	3	0	0	1	8	76	0	0
	16	26	1	0	0	0	2	23	0	1	1	8	2	0	0	59	123	1	0
	17	20	0	1	0	0	0	24	1	0	0	3	9	0	1	46	105	4	0
	18以上	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	149	154	0	0
	計	662	21	2	0	3	7	409	6	17	12	58	30	12	16	957	2,212	17	0
全 県	1才未満	93	16	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	12	125	0	0
	1	85	1	1	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	1	9	104	0	0
	2	99	4	0	0	2	1	13	0	0	0	2	0	0	2	27	150	0	0
	3	88	3	0	0	0	1	46	2	0	0	1	2	0	8	16	167	0	0
	4	92	0	1	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	1	22	172	0	0
	5	86	1	0	0	1	0	70	5	0	0	2	0	5	4	58	232	0	0
	6	83	1	0	0	0	1	64	7	0	1	2	5	9	4	122	299	0	0
	7	100	0	0	0	0	0	55	0	0	2	5	3	1	3	179	348	1	0
	8	81	0	0	0	0	1	47	6	1	1	6	0	1	15	394	553	1	0
	9	83	2	0	0	0	1	60	8	2	3	12	3	0	1	42	217	2	0
	10	95	0	0	0	0	1	39	2	2	3	15	4	0	3	72	236	5	0
	11	83	3	0	0	0	0	56	1	1	1	7	4	2	3	42	203	1	0
	12	85	1	0	0	0	1	70	8	9	5	11	0	5	2	25	222	0	0
	13	92	3	0	0	0	1	65	3	8	10	19	9	0	2	110	322	3	0
	14	66	0	0	0	0	1	76	27	13	2	11	6	0	1	25	228	0	0
	15	67	1	0	0	0	0	67	0	8	0	8	4	1	1	22	179	0	0
	16	62	1	0	0	0	3	53	1	6	2	12	18	0	0	75	233	1	0
	17	62	0	1	0	0	0	63	1	2	0	5	11	13	2	96	256	5	0
	18以上	3	0	0	0	0	0	5	0	0	0	1	1	0	0	175	185	0	0
	計	1,505	37	3	0	3	12	913	71	52	30	120	70	37	55	1,523	4,431	19	0

5 相談種類別対応件数

区分	相談種別		対応件数															未処理件数	
			面接指導			児童福祉司指導	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設				指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致	障害児施設等への利用契約の約	その他		計
			助言指導	継続指導	他機関あつせん				入所	（家庭裁判所送致）	通所								
富山	養護相談	児童虐待相談	474	24	6	18	5	7	16	0	0	0	1	0	0	0	551	114	
		その他の相談	178	21	6	3	0	0	7	0	0	0	1	0	0	73	289	16	
	障害相談	保健相談	15	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	0	
		肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	
		視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		言語発達障害等相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		重症心身障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	5	0	
		知的障害相談	499	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12	516	36	
		発達障害相談	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	67	0	
	非行相談	く犯行為等相談	26	2	3	2	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	35	2	
		触法行為等相談	12	1	1	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	18	4	
	育成相談	性格行動相談	45	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	56	10	
		不登校相談	37	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	2	
		適性相談	24	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	
しつけ相談		39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0		
その他の相談		542	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	566	0		
計		1,955	59	29	26	5	10	23	1	0	0	2	1	11	103	2,223	184		
いじめ相談（再掲）		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		
児童買春等被害相談（再掲）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
高岡	養護相談	児童虐待相談	412	52	24	3	0	0	10	0	0	0	1	0	0	1	503	44	
		その他の相談	82	8	1	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	76	170	1	
	障害相談	保健相談	17	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	21	0	
		肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	
		視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		言語発達障害等相談	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
		重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	7	1	
		知的障害相談	404	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	410	28	
		発達障害相談	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	10	0	
	非行相談	く犯行為等相談	9	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	14	5	
		触法行為等相談	5	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	8	4	
	育成相談	性格行動相談	49	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	57	4	
		不登校相談	28	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	31	0	
		適性相談	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	
しつけ相談		13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	16	0		
その他の相談		296	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	625	957	0		
計		1,332	67	73	5	0	1	13	0	0	0	2	0	10	718	2,221	87		
いじめ相談（再掲）		10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	17	0		
児童買春等被害相談（再掲）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
全県	養護相談	児童虐待相談	886	76	30	21	5	7	26	0	0	0	2	0	0	1	1,054	158	
		その他の相談	260	29	7	3	0	0	9	0	0	0	2	0	0	149	459	17	
	障害相談	保健相談	32	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	37	0	
		肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	
		視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		言語発達障害等相談	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	
		重症心身障害相談	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	12	1	
		知的障害相談	903	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	17	926	64	
		発達障害相談	66	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	77	0	
	非行相談	く犯行為等相談	35	3	4	4	0	2	1	1	0	0	1	0	0	49	7		
		触法行為等相談	17	3	1	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	26	8		
	育成相談	性格行動相談	94	13	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	113	14		
		不登校相談	65	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	70	2		
		適性相談	36	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	0		
しつけ相談		52	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	55	0			
その他の相談		838	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	639	1,523	0			
計		3,287	126	102	31	5	11	36	1	0	0	4	1	21	820	4,444	271		
いじめ相談（再掲）		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0		
児童買春等被害相談（再掲）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

6 虐待相談対応件数

区分	年度	経路別件数													主な虐待者									
		家族	親戚	近隣・知人	児童本人	市町村窓口等	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計				
富山	31	54	29	89	3	96	0	0	17	15	273	26	121	723	308	38	369	4	4	723				
	2	46	9	86	4	68	0	0	6	5	292	25	84	625	224	42	352	1	6	625				
	3	20	2	83	3	42	2	0	5	2	259	9	38	465	200	25	240	0	0	465				
	4	24	2	40	5	17	0	0	8	1	299	11	81	488	198	16	263	3	8	488				
	5	39	3	38	5	54	0	0	7	3	307	10	85	551	232	31	277	2	9	551				
高岡	31	39	12	17	4	76	0	0	4	21	143	33	25	374	141	15	212	1	5	374				
	2	44	0	41	0	66	0	0	5	13	164	43	34	410	136	19	247	1	7	410				
	3	48	10	37	3	55	0	0	2	14	153	34	73	429	148	22	250	3	6	429				
	4	47	3	10	9	10	4	0	10	8	160	33	82	376	161	23	178	2	12	376				
	5	52	5	26	4	44	0	2	13	8	231	30	88	503	212	28	258	2	3	503				
全県	31	93	41	106	7	172	0	0	21	36	416	59	146	1,097	449	53	581	5	9	1,097				
	2	90	9	127	4	134	0	0	11	18	456	68	118	1,035	360	61	599	2	13	1,035				
	3	68	12	120	6	97	2	0	7	16	412	43	111	894	348	47	490	3	6	894				
	4	71	5	50	14	27	4	0	18	9	459	44	163	864	359	39	441	5	20	864				
	5	91	8	64	9	98	0	2	20	11	538	40	173	1,054	444	59	535	4	12	1,054				
区分	年度	年齢別件数						相談種別件数					対応別件数										一時保護	
		0から3歳未満	3から学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計	児童福祉施設入所	里親委託	面接指導	福祉事務所送致	児童福祉司指導	訓戒・誓約	その他	計	受付件数	延日数		
富山	31	181	168	232	91	51	723	154	10	424	135	723	10	1	609	0	12	5	86	723	43	1,007		
	2	130	132	248	74	41	625	132	2	379	112	625	9	2	565	0	5	1	43	625	29	1,269		
	3	101	96	185	52	31	465	70	3	300	92	465	5	0	378	0	9	8	65	465	30	872		
	4	110	126	142	69	41	488	101	6	301	80	488	9	0	458	0	16	5	0	488	45	1,269		
	5	91	98	230	84	48	551	87	5	374	85	551	16	1	504	0	18	7	5	551	58	1,448		
高岡	31	62	64	140	69	39	374	95	4	176	99	374	7	0	295	0	9	18	45	374	35	575		
	2	52	89	164	73	32	410	101	4	201	104	410	7	4	321	0	7	24	47	410	26	1,107		
	3	61	94	188	62	24	429	92	2	244	91	429	8	3	368	0	2	8	40	429	36	584		
	4	71	77	124	64	40	376	101	3	218	54	376	11	0	335	0	4	10	16	376	50	1,320		
	5	82	128	178	79	36	503	87	7	341	68	503	10	1	488	0	3	0	1	503	73	2,321		
全県	31	243	232	372	160	90	1,097	249	14	600	234	1,097	17	1	904	0	21	23	131	1,097	78	1,582		
	2	182	221	412	147	73	1,035	233	6	580	216	1,035	16	6	886	0	12	25	90	1,035	55	2,376		
	3	162	190	373	114	55	894	162	5	544	183	894	13	3	746	0	11	16	105	894	66	1,456		
	4	181	203	266	133	81	864	202	9	519	134	864	20	0	793	0	20	15	16	864	95	2,589		
	5	173	226	408	163	84	1,054	174	12	715	153	1,054	26	2	992	0	21	7	6	1,054	131	3,769		

7 一時保護年齢別受付件数

区 分		富 山					高岡					全 県				
年 度		31	2	3	4	5	31	2	3	4	5	31	2	3	4	5
養 護	乳 幼 児	19	20	12	17	25	13	4	7	17	28	32	24	19	34	53
	小 学 生	28	16	26	18	36	20	11	14	14	28	48	27	40	32	64
	中 学 生	13	10	6	14	31	11	11	14	21	13	24	21	20	35	44
	高校生・その他	15	6	8	15	12	7	9	9	8	19	22	15	17	23	31
	計	75	52	52	64	104	51	35	44	60	88	126	87	96	124	192
障 害	乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校生・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非 行	乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 学 生	1	1	1	2	0	0	2	2	2	2	1	3	3	4	2
	中 学 生	1	1	7	1	11	4	2	2	0	3	5	3	9	1	14
	高校生・その他	4	3	6	5	7	3	1	1	0	1	7	4	7	5	8
	計	6	5	14	8	18	7	5	5	2	6	13	10	19	10	24
育 成	乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 学 生	0	0	0	2	2	0	1	0	0	0	0	1	0	2	2
	中 学 生	0	0	2	0	0	1	3	0	1	0	1	3	2	1	0
	高校生・その他	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0
	計	0	0	5	2	2	1	4	0	1	0	1	4	5	3	2
保 健 ・ そ の 他	乳 幼 児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 学 生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高校生・その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	乳 幼 児	19	20	12	17	25	13	4	7	17	28	32	24	19	34	53
	小 学 生	29	17	27	22	38	20	14	16	16	30	49	31	43	38	68
	中 学 生	14	11	15	15	42	16	16	16	22	16	30	27	31	37	58
	高校生・その他	19	9	17	20	19	10	10	10	8	20	29	19	27	28	39
	計	81	57	71	74	124	59	44	49	63	94	140	101	120	137	218

8 里親委託状況

里親制度は、家庭で養育に欠ける児童等（要保護児童）に、温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。児童相談所では、里親として認定・登録された方に、児童の養育を委託し、児童の養育について必要な指導を行っている。

里親には、養育里親、専門里親、養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親の四種類がある。

各年度3月末日現在

	県内登録里親数	児童を委託している県内里親数	委託児童数
平成31年度	79	19	23(0)
令和2年度	86	20	25(0)
令和3年度	95	20	22(0)
令和4年度	102	18	21(0)
令和5年度	109	25	29(0)

注：1) () は県外委託再掲である。

2) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の分を含む。

令和6年3月末日現在

登録里親の内訳（登録数合計 109組）

養育里親			養子縁組 里親	親族里親
養育里親	うち 専門里親	養育里親 及び養子縁組里親の 両方の登録		
37	8	56	15	1

令和6年3月末日現在

年度末委託児童数

相談所別	委託児童数						登録里親数
	0歳	1～6歳	7～12歳	13～15歳	16歳以上	計	
富山	0	13	1	4	1	19	71
高岡	0	2	1	3	5	11	38
全県	0	15	2	7	6	30	109

委託里親家庭訪問支援回数

令和5年度

里親種別	家庭数	訪問延回数
養育里親	19	109
養子縁組里親	5	9
親族里親	0	0
計	24	118